

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
会議名 (審議会等名)	平成29年度 第2回嬉野市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成29年11月28日(火) 14:00～15:00		
開催場所	嬉野市役所 塩田保健センター2階		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	久我委員、古河委員、犬尾委員、城野委員、朝長委員、石崎委員、古賀正章委員、栗山委員、古賀委員、松本委員、藤山委員、藤田委員	
	事務局	谷口市長、市民福祉部長、健康づくり課長、同課副課長、同課主任	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	平成29年度第2回嬉野市国民健康保険運営協議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	第1号 平成29年度 嬉野市国民健康保険事業の概要について		
内 容			
審議経過	<p>会 長</p> <p>それでは次の議題の方でございます。第1号「平成29年度嬉野市国民健康保険事業の概要について」事務局の方からお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>それでは3ページをご覧ください。第1号「平成29年度嬉野市国民健康保険事業の概要について」説明致します。議題に入る前にまずA4の1枚資料の『議題1号議案参考資料』をご覧ください。</p> <p>前回運営協議会でも説明してきました。また、市長の挨拶にもありました平成25年度から平成28年度まで一般会計から累計3億円の繰入金を投入し、平成28年度末246,019,081円の累積赤字がある状況です。</p> <p>平成30度から県広域化となりますが、県内各市町の保険者はこの(累積)赤字を解消して一体となることが決まっています。</p> <p>そのうえで、資料4ページからの今年度平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計見込をご報告致します。</p> <p>資料内の表は少し小さいためA3に拡大した平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計見込の『歳入』の資料からご覧ください。</p> <p>それでは、議題第1号「平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計決算見込」について概略説明致します。あくまでも7ヶ月を経過し、残りを推計したものを見込んだものです。その点ご了承ください。平成28年度に比べ大きく変更になった点は、歳入では被保険者数の減少が続いていますので平成28年度と比較して税収約3,700万円程度の減、前期高齢者交付金が2億9千万円の増がございます。</p> <p>歳入予算見込についてご説明致します。《国税》でございます。</p> <p>なお、各年度の国税の説明にあたり加入者状況の推移を別紙のA4版の【第1号参考資料】の方を合わせてご覧ください。</p> <p>国税につきましても、被保険者数の減により全体で前年度決算と比</p>		

	<p>事務局</p> <p>較して3,763万円程度の減を見込んでいます。ちなみに、被保険者数について9月末時点で6,473名となっていて、3月末6,560名と比較すると87名、平成28年3月末と比較すると499名の減となり、9月末の調定額と比較しても現年度については3,673万円程度の減額となっていることが原因です。</p> <p>《国庫支出金》でございます。</p> <p>療養給付費負担金は、歳出の医療費分をまかなう国庫補助金ですが、療養給付費負担金の算定の際に差し引かれる前期高齢者交付金等が、大幅に増になっていますのでこのような額になっています。</p> <p>《普通および特別財政調整交付金》でございます。</p> <p>市区町村間で医療費の水準や住民の所得水準の違いによって生じる国民健康保険の財政力の不均衡を調整するためのものですが、年度途中のため歳入・歳出とも未確定のため普通調整交付金・特別調整交付金とも過去の実績を考え固めの額を計上しています。</p> <p>《療養給付費交付金》でございます。これは社会保険等に長く加入された方の退職者医療制度です。</p> <p>退職医療費制度の該当の方の医療費分が交付されるものですが、こちらは退職被保険者数の減により減額を見込んでいます。この減額の主な理由は、年金制度の改正により退職の被保険者の減と平成27年度から新規の対象者がいなくなったのが主な理由となっています。</p> <p>《県支出金》でございます。</p> <p>県調整交付金につきましては、医療費の見込みを考慮し、昨年度と同程度の見込みを計上しています。</p> <p>《共同事業交付金》でございます</p> <p>これは、県全体で高額療養費の支払いのために国保連合会で運営する再保険制度です。</p> <p>高額な医療費に伴って拠出と交付をすることになりますが、高額医療共同事業交付金は、現在までの実績額を考慮して算出しています。続いて、保険財政共同安定化支援事業交付金も、現在までの実績を考慮して算出しています。</p> <p>《一般会計繰入金》</p> <p>一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金(187,576千円)、職員給与費等繰入金(48,992千円)、出産育児一時金繰入金(8,400千円)、財政安定化支援事業繰入金(58,055千円)、その他一般会計繰入金(2,070千円)につきましては、当初予算をそのまま計上しています。赤字補填分につきましては、含まれていません。以上で歳入総額は、予算額4,725,257,000円に対し4,226,197,462円と見込んでいます。</p>
--	--

	<p>事務局</p> <p>次に A 3に資料の平成 2 9 年度嬉野市国民健康保険特別会計見込の『歳出』の資料をご覧ください。 歳出の当初予算案についてご説明申し上げます。 《総務費》でございます。 一般管理費、連合会負担金、賦課徴収費、運営協議会、医療費適正化特別対策事業費とも事務事業執行中ですので予算額をそのまま見込額として計上しています。 《保険給付費一般》でございます。 一般被保険者・退職被保険者等とも療養給付費、療養費、高額療養費は現時点迄に歳出した実績額を勘案して計上しています。出産育児一時金、葬祭費も執行額から勘案して見込みをたてています。 《後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金》でございます。 支払基金へ支出する納付金です。年度初めに支払基金から支払通知がきていますので年間分の歳出になります。 《共同事業拠出金》でございます。 国保連合会へ拠出するもので、こちらも国保連合会の試算による予算額の計上をしています。 《保健事業》 特定健診健診等事業はほぼ終了し、保健事業は人間ドッグ・脳ドッグ、はり・きゅう・マッサージ事業は遂行中ですので見込みがでたものについては計上しています。 《諸支出金》 他会計繰出金がマイナスになっていますのは、1 2 月議会補正予算で計上しますのでこのようになっています。 内容は、国民健康保険システム改修費 9 4 5 千円、一般会計繰出金前年度清算 1 千円、一般会計保健事業清算 1 千円の当初予算分を記載しています。つまり前年度清算 1 千円を 5, 312, 303 円として一般会計繰出金により支出する予定です。 《前年度繰上充用金》でございます。 平成 2 8 年度において、歳入が不足したため平成 2 9 年度の歳入から不足分を補填したためのものです。これが、累積赤字になっています。 最終的に、一番下に記載していますが歳入決算見込額 4, 226, 197, 462 円から歳出決算見込額 4, 458, 465, 272 円を差し引いた 232, 267, 810 円が不足すると見込んでいます。但しこれはあくまでも現時点での見込額となります。 以上で議題第 1 号についてのご説明とさせていただきます。</p> <p>会 長</p> <p>有難うございました。質問等がございましたら、よろしくお願ひします。 (特になし)</p>
--	---

	<p>会 長 よろしゅうございますか。それでは、第1号議案につきましては以上のとおりとします。</p> <p> 続きまして、第2号議案 平成30年度 嬉野市国民健康保険保険税について、事務局から説明をお願いします。</p>
--	--

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	第2号 平成30年度 嬉野市国民健康保険保険税率について		
内 容			
審議経過	事務局	<p>それでは議題第2号の平成30年度国民健康保険税率につきましてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料の9ページをお開き下さい。先の8月の運営協議会において今後のスケジュール説明の中でお伝えしておりましたが、平成30年度からの国民健康保険制度の制度改正に伴い、各市町が保険税率を定める際に 県が参考とする標準保険税率を示すこととなっており、平成30年1月、国が示す「確定係数」を用いて算定した最終の標準保険税率を各市町に提示する予定となっております。</p> <p>今回、各市町が事前に保険税率を検討するために、国が示す「仮係数」を用いて30年度の各市町の標準税率をいくらにすればよいかを算定されたものが、8ページから10ページまでの表となります。</p> <p>平成30年度の標準保険税率を見ていただくとわかります通り、仮係数を用いて算定された結果においては、県が示す嬉野市の30年度の標準保険税率は、現行の当市の税率とほぼ変わらないものとなっております。</p> <p>それでは、資料の11ページをお開き下さい。</p> <p>この表は、保険税額の具体的なイメージがつかめるよう、仮算定の保険税率を基に各市町における二つのモデル世帯の保険税額を算出したものとなります。</p> <p>なお、1月に県より示されます確定係数による算定結果は、今回の仮算定とは異なるものとなる見込みであるため、今回の嬉野市の平成30年度保険税率とは同一にならない場合もあることにご留意ください。このモデル世帯で見ますと表左側の夫婦、子2人の世帯所得233万円の世帯では、現行の年間保険税額から年間1,400円程度の減額、表右側の夫婦2人とも年金所得80万円の世帯では現行の年間保険税額と変わらないとの結果となっております。</p> <p>また、県内の市町で見ますと、嬉野市の年間税額は左の表の世帯では上位から7位、右の表の世帯では上位から5位となっております。</p>	

事務局	<p>各市町の現行の年間保険税額と比較し表左の4人世帯においては、減額となる市町が嬉野市を含め6市町となっております。</p> <p>続いて、12ページをお開き下さい。</p> <p>この表は、県から今回示された嬉野市の標準保険税率の算定結果を県において分析したものでございます。今回の嬉野市の標準保険税率については、一人当たり医療費が県下でも上位で高いにも関わらず、年間税額が抑えられる要因としまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 制度改革に伴う現時点で1,500億円程度の公費投入がなされる事。 ② また、この他、当市の所得水準が低いことにより納付金が少なくなることがその要因としてあげられます。 ③ その他の要因として、当市は結核精神に対する特別調整交付金の額も大きく保険税抑制の効果として働いております。 ④ そのほか、今回の制度改革によりこれまで各市町ごとに受けていた前期高齢者交付金についても県単位での調整されるため、市個別に受けていた額より増額される見込みであることも保険税抑制の効果として働いたと見られております。 <p>続いてA4、1枚紙の【議題第2号参考資料】をご覧ください。</p> <p>先ほどご説明いたしました、この表の3つの線が一番上が今回の税率が一番高い市町、真ん中の線が県平均の標準保険税率、そして一番下が税率が最も低かった市町です。今回示されました各市町の標準保険税率は各市町とも異なり、一番高い市町と低い市町との保険税率の差は1.44倍となっております。各市町で構成されます連携会議の場におきまして、期間を定めずこの標準保険税率を将来的には県一本化を目指して行くとされております。</p> <p>この図では各市町ばらばらの現行税率を、住民の負担を考慮すれば毎年県より示されます標準保険税率に合わせ10年ほどかけて、緩やかに各市町の保険税率を一本化していくとイメージしたものでございます。</p> <p>この表では社会変化等の影響を受け、国保加入者の世帯構成も高齢化など年々変化し、また一人あたりの医療費は伸び続ける一方、財源となる国保税も著しく目減りしていく事が想定されており、その影響を受けて今後各市町の国保税は伸び続けると考えられております。</p> <p>当市においてもこれまで、累計3億円もの一般会計からの赤字補填を行い、国保制度を維持してまいりました。</p> <p>しかし、今回の制度改革により多額の国の公費が投入されたことなどにより、現行税率よりも若干の減額となる標準保険税率の見込みが示されました。本来であれば県の示すこの標準税率に合わせて市の保険税率を設定すれば問題ないのですが、将来的な標準保険税率の県一本化や、今後の国保税の状況を考慮すれば、最低でも現行の税率は維持する必要</p>
-----	---

	事務局	<p>があるのではないかと考えられます。</p> <p>今回県の示す算定結果を十分にご検証いただき30年度の税率を決定する必要がありますので、後ほど各委員の皆様からもぜひご意見をいただければと考えておりますので宜しくお願いいたします。</p> <p>続いて15ページをお開き下さい。</p> <p>今回県より示されました標準保険税率と納付金の算定の流れイメージ図となります。</p> <p>表の一番上をご覧ください。</p> <p>この『市町毎の納付金額』については、30年度に県全体に必要な保険給付費の見込みから国・県の公費を差し引き県単位の保険税として集めるべき金額が確定します。これを医療費や所得水準や被保険者数に応じた各市町毎の係数を用いて各市町の納付金として按分されます。</p> <p>続いて表の中段の『市町毎の保険税率』ですが、各係数を用いて市に割り当てられた納付金に市単独で行われる人間ドッグといった保健事業費を加算し、ここから市に直接入る国・県の公費を差し引き市全体として必要な保険税額が算定されています。これを被保険者の皆さんより所得金額・被保険者数に応じて保険税として徴収させていただくといった流れとなります。</p> <p>新制度での市国保会計の歳入・歳出のイメージ図は一番下段の通りですが、これまでの制度と大きく異なるのは、歳出にあります。保険給付いわゆる医療費給付は、すべて県の給付費等交付金として賄われるようになった事と、その交付金の財源として県より割り当て充てられた納付金を歳出予算の中で計上し、県に支払うようになる事です。</p> <p>以上で議題第2号のご説明とさせていただきます。</p>
	会長	<p>有難うございました。第2号議案につきまして質問、意見等がありましたら、よろしく願います。</p>
	委員	<p>10年間で一本化する場合のイメージ図を示されています。激変緩和措置適用という記載があります。これはどういう場合適用されますか。理想的なイメージになっていますが。</p>
	事務局	<p>ご説明致します。今回この措置を適用される自治体（保険者）は3市町があります。制度の内容につきましては、今回広域化によって税率が大きく変わる保険者（市・町）がある場合、変更することによって加入被保険者の皆様に大きく負担になります。この負担を若干軽減させるため、別に県が公費を投入させます。ここで比較するのは平成30年度と現行の平成29年度です（資料P8～P10）。</p> <p>目的としては年度を比較して、いっぺんでなく緩やかに数年かけ、最</p>

	事務局	<p>最終的に一本化することになることです。もともと低い保険者は大きく上げなければいけませんのでその措置があります。しかし、長く続くことでなく、また何年適用があるかは不明です。嬉野市については、今回は適用されていません。</p>
	委員	わかりました。
	委員	<p>県から示された税率は、必ず守らなければいけないのですか。嬉野市は若干下がるようだが、そのまま適用することになるか。市町によっては累積の赤字がある保険者もあるだろうし、達成するのが困難な市町もあるはず。市長が基金を崩して対応する話をされた嬉野市の場合でも市民の理解を得なければいけないこともある。赤字を解消するため引き上げていくこともできるのか。10年間でおこなうのか裁量の余地はあるのでしょうか。</p>
	事務局	参考ということです。
	委員	解った。
	会長	他にございませんか。
	会長	<p>(特段なし)</p> <p>第3号議案 県広域化に向けた今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。</p>

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	第3号 県広域化に向けた今後のスケジュールについて（報告）		
内 容			
審議経過	事務局	<p>それでは県広域化に向けた今後のスケジュールについてご説明いたします。資料の18ページをお開き下さい。</p> <p>市の保険税率が決定されるまでの流れですが、 今月14日に県より国の（仮係数）を使った各市町の30年度の納付金及び標準保険税率が提示されております。</p> <p>そして、本日第2回運協を開催させていただきこの算定結果について、委員の皆さんの30年度の当市の保険税率についてご意見をいただいているところです。</p> <p>本日は、この協議会での皆さんのご意見等を一度お持ち帰りいただき、平成30年1月に再度、県より国の確定係数を使った30年度の各市町の納付金及び標準保険税率が提示されますので、その公表資料について1月末の第3回の運営協議会前に皆様にお送りさせていただきます。</p> <p>皆様にはこの県の算定結果を参考に再度ご検討いただき、次回の運協のなかでお諮りいただく最終的な30年度の保険税率についての諮問に対し、当運営協議会からのご答申をいただきたいと思いますと考えております。そこでもし、現行の保険税率の改正という事になれば、税率改正の議案作成を行い、3月議会へ条例改正案を上程し、議決を受けるといった流れとなります。</p> <p>以上で議題第3号のご説明とさせていただきます。</p>	
	会 長	<p>有難うございました。第3号議案につきまして質問等がありましたら、よろしくをお願いします。</p>	
	委員	<p>平成30年1月に再度、標準保険税率が提示されますということですが、今回資料P9にある数字程度のものでしょうか。</p>	

事務局	<p>今回は仮係数によるものであり、平成30年1月には再度県より国の確定係数を使った30年度の市町の納付金及び標準保険税率が提示されますので、それが最後の数字になります。</p>
事務局	<p>若干の変更があるが、大きな変動はありません。</p>
委員	<p>もう1つ質問です。10年かけて県下同じ率に到達するように計画されている。その中で今回の嬉野市の率は、所得水準が低いため納付金が少なくなるという説明があった。10年かける間にかなり差が出てくるのではないのでしょうか。苦しくなる時が出てくるのではないか。無理をしなければならないのではないか。所得水準が低いことにより納付金が少なくなることがその要因という嬉野市の状況で、所得が少ないことでさらに厳しくなるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>説明します。補足でイメージ図を示しました。期間は10年間という期間ですが、時期は決定されていません。統一できずさらに延びるということもあります。</p> <p>所得水準が低いということもありますが、納付金を計算するにあたり所得水準もみまますが医療水準もあります、さらに世帯構成の変化等変動しますので、広域化するに当たり状況を見ながら係数を用いながら県・市町で協議されていくこととなります。</p>
委員	<p>10年後同じ水準になるというのは、理解しますが、所得水準が上がるということはないし、保険料に見合って所得が上がることはないの、この点が心配です。福祉基金の話も出たので利用出来ればよいのですが、そのところを懸念しました。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p>(特段ない様子)</p>
市長	<p>ご意見につきましては、十分解ります。しかし、このまま持ち越して、10年後一気に調整するのは、各自治体難しい状況です。幸い嬉野市は基金がありますので、基礎(清算?)を合わせるため基金を活用するということを考えています。当然議会、市民の理解が必要です。将来を考えれば、この措置をしとけば10年後には大きな調整にならないと考えています。今回改めて、出来るだけ身軽になっておきたいと考えています。</p>

	委 員	<p>P 8、P 9の考え方は、早く税率を上げていた市町は下がって、上げていない市町は上がったということでよいのでしょうか。</p>
	事務局	<p>そうですね。一般会計繰入で税率を抑えた保険者もありますので、そういった状態になっていると思います。</p>
	委員	<p>解りました。有難うございました。</p>
	会長	<p>よろしいですか。他に何かありませんか。 (特段ない様子) それでは、無いようでしたら議題第3号について終わります。 他にありませんか。 無いようでしたら、以上にさせていただきます。皆様方のご協力ありがとうございました。</p>
	事務局	<p>久我会長ありがとうございました。今日はいろいろと意見をいただいて、審議をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、会議を閉じたいと思います。本日はお疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉 会</p>